

高福第1235号
令和6年2月9日

介護サービス運営法人 代表者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣
及び厚生労働大臣表彰について（照会）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から、令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくりに対する内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰の推薦依頼がありました。

つきましては、貴法人において該当施設・事業所等がある場合は、下記事項に御留意の上、推薦調書等の提出をお願いいたします。要綱・様式等はホームページを御確認ください。

<掲載URL>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/r6kaigosouridaijinhyoushou.html>

ページ番号：248924

記

1 被表彰の対象

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、極めて顕著な功績がみられた介護事業者

※介護事業者については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

2 提出書類

推薦調書（別紙2） 1部

関係法令遵守報告書（別紙3） 1部

調書に記載された取組と関連する写真

いずれも電子媒体で提出

3 推薦調書（別紙2）の作成方法

- (1) 具体的取組の評価項目①から④について、それぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入してください。ただし、①「介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組」については、ア「職員の待遇改善に係る取組」、イ「人材育成に係る取組」、ウ「介護現場の生産性向上に係る取組」のいずれかの取組のみの記載であっても、差し支えありません。なお、②から④までについては、①の取組に対する記載としてください。
- (2) 推薦調書等の内容を補足するため、1介護サービス事業所・施設等につき、10ページを上限として参考資料を添付することも可能とします。
- (3) 審査の過程において、県及び厚生労働省から必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合があります。

4 提出先及び提出方法

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当宛

電子メールに提出書類を送付してください。

メールアドレス：a3240-11@pref.saitama.lg.jp

5 提出期限

令和5年3月15日（金）必着

6 留意事項

- (1) 本表彰は、介護事業者（事業所・施設）単位で表彰を行うものであり、運営法人単位で行うものではありません。ただし、各事業者における取組を広く紹介するため、同一の法人が運営する事業者を複数申請する事は避けてください。
- (2) 国の選考委員会による審査は本年6月頃に実施される予定です。また、本年夏頃を目途に、内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式、内閣総理大臣との意見交換会を実施する予定であるため、表彰された事業者におかれましては、事業者の代表者及び介護職員等といった現場の職員の両者の出席に御協力いただきます。

担 当：施設・事業者指導担当 富田

電 話：048-830-3254

FAX：048-830-4781

E-mail：a3240-11@pref.saitama.lg.jp